

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業)

平成29年7月31日
一般社団法人 低炭素社会創出促進協会

よくあるご質問(補助事業全般)

	質問	回答
申請書の様式について		
1	応募申請の様式は決まっていますか。	応募申請書【様式1】、実施計画書【様式2】、経費内訳【様式3】は、必ず所定の様式(Excel形式)を使用してください。様式2及び3については、各事業ごとに使用する様式が異なりますので注意してください。
申請者・担当者について		
1	様式1 応募申請書の代表者は誰にすればよいですか。	代表取締役社長等、法人格の代表権を持つ方としてください。代表者からの委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくとも代表者として応募申請することが可能です。
2		※様式1の当該欄は、様式2で入力いただいたデータが転記されますので、実際の入力は様式2で行っていただくことになります。
3	様式2 実施計画書の「事業実施の代表者」は誰にすればよいですか。	実際に補助事業を行う部署の責任者(部長等)としてください。
4	様式2 実施計画書の「事業実施の担当者」は誰にすればよいですか。	補助事業に関わる業務を実際に行い、協会と連絡を取り合える方としてください。
事業期間について		
5	補助事業の実施期間が単年度となっている場合、事業はいつまでに何を行えばよいですか。	平成30年2月28日までに行われ、かつ当該年度中に支払いを完了いただく(補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含みます。この場合は、完了実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は精算払請求時(平成30年3月上旬)までに領収書を協会に提出いただきます。)必要があります。 なお、併せて公募要領p.22もご参照ください。
6	複数年度事業として申請する場合の要点を教えてください。	補助事業経費を年度毎に明確(何をいつまでに実施するのか明らかにする)にして申請をしてください。様式3(経費内訳書)については、全事業期間分および29年度分を別々に作成してください。 採択後は年度ごとに交付申請を行い、交付決定後に契約・発注を行っていただくことになります。 なお、併せて公募要領p.20もご参照ください。
7	複数年度にわたる事業として応募し、今年度採択された場合、次年度も必ず採択され計画通りの事業を行うことができると思ってよいですか。	次年度以降の補助事業は、政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。 なお、併せて公募要領p.15もご参照ください。
8	複数年度事業で、初年度の補助対象経費が発生しない計画でも応募申請できますか。	初年度に補助対象経費が発生しない場合、応募申請いただけません。

	質問	回答
複数個所で事業を行う場合の申請について		
9	同一の事業を、複数の場所で行う場合の応募申請は、どのように申請すればよいですか。事業所ごとに分けるべきでしょうか。または、まとめての申請は可能ですか。	事業者毎に複数の場所での工事をまとめて申請することも可能ですし、別々に申請することも可能です。まとめて申請する場合、事業の一部のみ採択されることはありません(自転車利用環境の整備を通じた交通分野の低炭素化促進事業(自転車の通勤・業務利用の制度化に伴う駐輪場等の設備整備事業)は除く(詳細は自転車事業Q&A2を参照))。
共同申請について		
10	共同申請を行う際、代表事業者は誰にすればよいですか。	補助事業によって財産を取得する者が代表事業者となります。
補助事業で導入した財産の処分について		
11	補助事業で取得した財産を、処分したい場合は、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。	補助金で取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間(法定耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)をすることをいう。)しようとするときは、事前に処分内容等について協会の承認を受けなければなりません。 なお、法定耐用年数とは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた期間をいいます。
補助対象経費について		
12	補助対象経費とは何を指しますか。	補助事業を行うために直接必要な経費のことであり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。各事業の補助対象経費の区分・費目は、公募要領p.14「3. 補助対象経費及び補助率」、及びpp.25~27「別表第1<補助対象経費の内訳>」「別表第2<事務費の内訳>」を確認してください。
13	補助対象外となる経費には、どのようなものがありますか。	補助対象外となるのは下記の経費等です。 <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素排出削減に寄与しない機器、設備、周辺機器、法定必需品等に係る経費 ・経年劣化等によりエネルギー消費効率が低下したものを劣化等前までに回復せしめることに係る経費。 ・既存施設・設備の撤去・移設・廃棄費用(当該撤去・移設・廃棄に係る諸経費を含む) ・本補助金への応募・申請等に係る経費 ・官公庁等への届出等に係る経費 ・導入する設備に用いる予備品、交換用の消耗品費等 消費税も原則対象外となりますが、詳細は問の34をご覧ください。
14	採択後、補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか。	採択通知に記載された採択額が補助金交付金額の上限になります。採択額を上限として申請してください。
15	補助事業による取得財産であること明示するために貼り付けるプレート等の費用は、補助対象経費に含めて良いでしょうか。	プレート作成費及び貼付の費用は補助対象とはなりません。
16	補助事業完了後、提出義務がある「事業報告書」を作成するにあたり、使用電力量を計測するためのメーターは補助対象に含めてよろしいでしょうか。	メーターは、補助対象外となります。 新設設備の個別の消費したエネルギーを測定するメーターがない場合は、運転稼働実績等から消費エネルギーを推定して算出を行うことで可とします。

	質問	回答
補助事業における発注について		
17	業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。	問題ありません。
18	工事業者等との補助事業の契約(発注)はいつ行えばよいですか。	交付決定日以降に行ってください。 ※契約日もしくは注文請書の日付が、補助事業の開始日となります。 交付決定前に契約を行っている場合には、採択取消、または交付決定されないことがありますので注意してください。
19	交付決定前に既に業者と契約している場合、補助対象となりますか。	補助金の交付決定を通知する前において契約等を行った経費については、交付対象とはなりません。
20	業者発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。	競争入札もしくは、三者以上による見積り合わせを行ってください。
21	入札手続き等の準備は交付決定前に進めてもよいですか。	問題ありません。
22	見積もり合わせを行う場合、「3メーカーのLED照明(同等の仕様のもの)を比較」と、「同じ商品もしくは同等の仕様で、3つの業者を比較」のどちらが正しいですか。	同じ商品もしくは、同等の仕様のものについて、3者以上の業者から見積書を取ってください。 ひとつの業者から、3メーカーのLED照明の見積書を取得した場合は、競争原理が働いたことにはなりません。異なる業者3者以上から見積を取ってください。
23	発注先決定に関し、原則入札行為が必要なことは理解していますが、社内規定に基づき、本設備の導入に当たっては、従来から安全上の観点から随意契約としています。補助事業の場合でも随意契約できますか？	補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。この場合、交付申請の際に随意契約となる理由書を提出し、協会の承認を得る必要があります。
24	補助対象となる工事と、補助対象とならない工事(全額自己負担)を1つの契約にまとめることは可能でしょうか。	別々に契約することが望ましいですが、一緒に契約しても構いません。ただしその場合には、補助対象の工事と対象外の工事の費用用が発注書・契約書・請求書等の中で明確に分かることにしてください(内訳を分ける、備考欄にその旨記載する等)。
応募申請時の提出書類について		
25	応募申請時に経費内訳の金額の根拠がわかる書類(見積書)等を添付する必要がありますが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも応募申請可能ですか。	応募申請の段階では、機器・工事等の経費内訳は、概算の見積書をもとに作成いただいてもかまいません。 なお、見積書は、応募申請時点で有効期限の切れていないものを添付してください。
26	応募申請書類について、企業パンフレット等業務概要や経理状況説明書の提出が求められておりますが、都道府県、市町村、地方公共団体が申請者の場合は添付は必要ですか。	パンフレット等業務概要は不要です。経理状況の説明書は、代替として、今年度の当該事業に係る予算書等、予算措置がわかる資料を提出してください。 応募申請段階において、予算措置のわかる資料が提出できない場合(補正予算による場合等)は、その旨を明記した説明文書を作成して申請いただき、予算確定後、資料を提出してください。
27	各年度の業務概要および貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、弊社ホームページにもIR情報として公表しています。パンフレット、ホームページに掲載されたものを、提出してよいでしょうか。	問題ありません。

	質問	回答
28	弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。	グループ全体ではなく、補助事業者の貸借対照表・損益計算書経理状況をご提出ください。
29	定款、貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要でしょうか。	不要です。
30	応募申請内容等について、事前の相談は可能ですか。	審査を公平に行うため、個別の相談は受け付けておりません。
31	暴力団排除に関する誓約事項については、地方公共団体についても提出するのでしょうか。	提出の必要はありません。
32	応募申請時に提出する電子データについて、ファイル形式の指定はありますか。	様式1～3(公募要領p.18のア～ウ)につきましては、エクセル形式で提出してください。なお、様式1につきましては押印が必要ですので、当該様式のみPDF形式のものを併せて提出してください。 ハード対策事業計算ファイル(同ケ)につきましては、エクセル形式で提出してください。 暴力団排除に関する誓約事項(同キ)、自転車の利用環境の整備を通じた交通分野の低炭素化促進事業協力書(同ク)につきましては、PDF形式で提出してください。 ハード対策事業計算ファイル以外のCO2排出削減量算出の根拠(同ケ)、その他参考資料(同コ)につきましては、申請者サイドで作成されているファイル形式のまで提出してください。
申請の辞退等について		
33	応募申請後、補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すればよいですか。	交付決定前の辞退は可能です。採択通知受領後であれば、辞退届を提出してください。 交付決定後に、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、中止(廃止)承認申請書を提出して承認を受ける必要があります。
圧縮記帳について		
34	圧縮記帳は適用可能ですか。	適用可能です。ただし、「事務費」については、適用されません。圧縮記帳を適用するに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、ご不明な点は、所轄の税務署等にご相談ください。
他の補助金との併用について		
35	他の補助金との併用は可能ですか。	同一の補助対象経費に対し、国からの他の補助金(国の予算を原資として交付する補助金を含む)を併用することはできません。国からの補助金が複数採択された場合は、いずれか1つを選んで交付申請いただくことになります。 地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。 ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国(当協会)からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。

	質問	回答
消費税について		
36	消費税は補助対象となりますか。	<p>消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税」という。)は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。 ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者 ②免税事業者である補助事業者 ③消費税簡易課税制度を選択している(簡易課税事業者である)補助事業者 ④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体(特定収入割合が5%を超える場合)及び消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者 ⑤地方公共団体の一般会計である補助事業者 <p>補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに協会に報告して下さい。</p>
事業報告書について		
37	稼働増などにより、CO2削減目標値を達成できなかった場合にはどのような報告が必要でしょうか。	事業報告の際、CO2削減量が目標値に達しなかった場合は、原因等を具体的にお示しいただくことになります。また、今後の対策を提示いただくこともあります。
38	事業報告書において、実績報告書に記載したCO2削減量の達成率が低かった場合、ペナルティはありますか。	CO2の削減等当初の目的と大きく乖離している場合は、補助金の返還が発生する可能性があります。

平成29年7月31日
一般社団法人 低炭素社会創出促進協会

よくあるご質問（①自転車利用環境の整備を通じた交通分野の低炭素化促進事業）

	質問	回答
申請内容等について		
1	交付規程別紙1において、(1)(2)及び(3)の両事業に「一定期間経過後において、設定した利用者数、転換率等の数値を調査し、目標の達成状況を分析するとともに、目標を達成しなかった場合は、改善策を講じること」との記載がありますが、一定期間の目安があれば教えてください。 また、設定した利用者数、転換率の調査方法について何か条件や指示があれば示してください。	「一定期間経過後」については、稼働後、データの取得が可能となった時点を基本としてください。取得したデータは、事業報告書にて報告いただくことになります。 また、データ取得のための調査は委託、内製のどちらでも構いませんが、費用は補助対象外となります。
2	自転車利用環境の整備を通じた交通分野の低炭素化促進事業(自転車の通勤・業務利用の制度化に伴う駐輪場等の設備整備事業)において、一人の申請者が、同一の事業を複数の場所で行う場合の応募申請はどのように申請すればよいですか。事業実施場所ごとに分けるべきでしょうか。	当該事業においては、一人の申請者が同一の事業を、交通特性の異なる複数の場所で行う場合、実施計画書(様式2-2-2)及び経費内訳(様式3-2-2)については、交通特性的異なる場所ごとの提出が必要となります。 なお、その他の書類については1部のみの提出で構いません。 ご不明な点につきましては、個別にお問い合わせください。
3	観光地での導入は、本事業の対象となるでしょうか。	導入場所に関しての制限はありません。
4	「コミュニティサイクルの整備事業」、「民間企業等による駐輪場の整備事業」において、既存の駐輪施設の増設・拡張等を行わない形で、精算機・登録機のみの導入を行いたいのですが、申請は可能でしょうか。	精算機・登録機導入のみでは、CO2削減に資さないため、申請できません。
5	本事業については、自転車の導入に係る事業であれば対象になると考えて良いでしょうか。	自転車の導入に係る多様な事業が対象にはなりますが、事業によりマイカーなどからの転換によるエネルギー起源二酸化炭素の排出削減に寄与しないものは対象とはなりません。
6	役所・役場職員の通勤において、マイカー通勤から自転車通勤への転換を図るため、駐輪場の整備を行いたいのですが、本事業の対象となるでしょうか。	対象となります。
7	役所・役場の公務で使用している公用車を、自転車に置き換えたと考えているのですが、このための駐輪場整備は本事業の対象となるでしょうか。	対象となります。
8	違法駐輪対策や来街者利便向上等のために、行政が事業主体となり、駅前や街中に公共利用を目的とした駐輪場を整備したいのですが、本事業の対象となるでしょうか。	対象とはなりません。 地方公共団体が整備する駐輪場に関しては、国土交通省が所管する社会資本整備総合交付金を活用してください。 なお、コミュニティサイクル等のポートと駐輪場が一体となっている場合等については、社会資本整備総合交付金を活用する部分とそうでない部分を明確に切り分けた上で、社会資本整備総合交付金対象外の部分について、本補助金に申請頂くことができます。
9	すでに、コミュニティサイクルを導入しているのですが、自転車での回遊性を高めるために、新たにサイクルポートのみの整備を行いたいのですが、本事業の対象となるでしょうか。	新たなサイクルポートの整備により、CO2削減に結びつくことが客観的に証明できるものであれば、対象となります。
10	「コミュニティサイクルなどの整備及び駐輪場の整備事業」について、民間事業者が申請者となる場合、共同事業者として行政が参画している場合でも、「自転車利用環境の整備を通じた交通分野の低炭素化促進事業協力表明書」の提出は必要でしょうか。	不要です。
11	「コミュニティサイクルの整備事業」、「民間企業等による駐輪場の整備事業」に係る「自転車利用環境の整備を通じた交通分野の低炭素化促進事業協力表明書」を作成していただく、「事業を管轄する地方公共団体」とは具体的にどこをイメージすればよいのでしょうか。	事業の実施を計画している、特別区、および市町村となります。 複数の行政区域において事業を実施する場合は、実施地域のすべての特別区、および市町村から表明書を提出していただくようお願いします。

	質問	回答
12	「コミュニティサイクルの整備事業」、「民間企業等による駐輪場の整備事業」について、「自転車利用環境の整備を通じた交通分野の低炭素化促進事業協力表明書」に係る行政の「協力表明」とは、具体的に何をイメージすればよいですか。	本書類は、民間事業者が申請者となり実施される事業について、行政がしっかりと認識し、連携を図りながら事業が実施されることを確認するための書類であり、申請者である民間事業者に対し、行政が資金、人的、物的等、具体的な支援を行うことに対する確約をとるためのものではありません。この点について、事業実施予定地域を所管する地方公共団体に説明し、理解いただいたうえで表明書を作成いただくよう対応してください。
導入設備等について		
13	自転車の収容台数に制限はあるでしょうか。	制限はありません。
14	自転車の処分制限期間(法定耐用年数等)は2年との理解でよろしいでしょうか。	法定耐用年数は2年です。ただし、事業報告書は3年間提出が必要となります。 導入後、使用期間が2年を超えていた場合、故障等の理由で廃棄しても財産処分の対象とはなりません。 なお、補助事業により取得した財産は、取得財産等管理台帳を備え、当該事業で取得した財産である旨を法定耐用年数期間中明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るよう留意してください。
15	サイクルポート(自転車の貸出・返却場所)の設置場所について、条件や制限がありますか。 例えば、「駅、バス停留所から〇〇m以内、「駅、バス停留所近傍以外のオフィス街、商業施設等へ設置時の条件」等	サイクルポートの設置位置に特段の制限はありません。ただし、事業全体の考え方から、なぜそこに設置するのかがわかるようにしてください。
補助対象経費について		
16	駐輪場の整備について、補助対象となるものについて具体的に教えてください。	以下を基本としますが、不明な点につきましては、問い合わせください。 ○補助対象となるもの ・舗装(アスファルト等) ・ライン引き(駐輪位置等を表す白線) ・柵、ゲート(敷地境界に設置するもの及び施設用地内に設置するもの) ・看板(駐輪場であることを示すもの)、及びこれを照らす照明(LED照明に限る) ・看板(駐輪場への誘導のために施設と離れた場所に設置するもの)、及びこれを照らす照明(LED照明に限る) ・駐輪場を照らす照明(LED照明に限る) ・電源設備(照明等に使用する電力に係るもの) ○補助対象とならないもの ・土地取得、土地借用料 ・地盤改良のための費用 ・管理室(建築物) ・駐輪場の屋根
17	自転車のオプション部品等について、補助対象の詳細を教えてください。	以下を基本としますが、不明な点につきましては、問い合わせください。 ○補助対象となるもの ・自転車購入時に装着されている付属品は補助対象 ※ライト、カゴ(前輪上部)、変速機、荷台(後輪上部)、鍵、反射板、ベル等 ○補助対象とならないもの ・自転車購入時に装着されていない付属品は補助対象外 ※ミラー等
18	コミュニティサイクルとして使用するための自転車の改造費用は、補助対象となりますでしょうか。 ※自転車に別売りの精算機や登録機を取り付ける等を想定	補助対象となります。
19	自転車の整備に係る工具や機器等は補助対象になりますか。	補助対象外です。

	質問	回答
20	電動アシスト自転車のバッテリー、充電器は補助対象になりますか。	補助対象となります。 バッテリー、充電器は、電動アシスト自転車購入時の付属品、別売りのどちらも補助対象となります。が、補助対象となるバッテリー、充電器の台数は、導入する電動アシスト自転車の台数を上限とします。
21	電動アシスト自転車用の設備として、電気自動車における充電ステーション的な設備は補助対象になりますか。	補助対象とはなりません。 電動アシスト自転車のバッテリーの充電は、家庭用コンセントから電力の供給を受ける充電器等の使用を想定しています。
22	電動アシスト自転車を採用した場合、バッテリー交換に係る費用は補助対象になりますか。 例:定期的にバッテリーを交換するため、各サイクルポート間を移動するために必要な移動手段等	運営費と見なされますので、補助対象外となります。
23	システム関係で補助対象となる事業のイメージを教えてください。	精算機、登録機に関わるシステムは補助対象となります。 なお、不明の点については、個別にお問い合わせください。
24	交付規程 別紙1 表1及び表2「精算機登録機」の項で、「利用者及び自転車を特定する機能、防犯・セキュリティにかかる機能等その他機能についてはその必要性に合理性があり、協会が認めた費用のみを対象とする。」との記載がありますが、補助対象と判断する基準等があれば教えてください。	補助対象とするには、CO2削減に寄与することが前提となり、設置に係る必要性の説明が必要となります。 なお、不明な点につきましては、個別にお問い合わせください。
報告等について		
25	交付規程別紙1「1. 対象事業の要件」、における(1)の「イ.、ウ.」、(2)の「ウ.、エ.」、及び(3)の「イ.、ウ.」については、事業報告書の中で報告する必要がある事項でしょうか。	事業報告書の中で具体的に示していただく必要があります。

平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業)

平成29年7月31日
一般社団法人 低炭素社会創出促進協会

よくあるご質問（②エコレールラインプロジェクト事業）

	質問	回答
申請内容等について		
1	申請時必要な「法律に基づく事業者であることを証する行政機関から通知された許可書等の写し」は具体的に何を提出すればよいですか。	補助事業者の対象になる、鉄道事業法第3条に規定する事業者、軌道法第3条に規定する事業者は国土交通大臣の許可を受けています。それを証明できる資料を添付してください。
2	経費内訳とは、社内の基準による積算資料で問題ないでしょうか。	問題ありません。
3	今年度中に艤装まで実施する予定ですが、工事費は補助対象経費から省き、機器だけを補助対象経費として応募申請することは可能ですか。	機器に係る補助対象経費のみの申請でも構いません。
4	今年度、補助事業にて設備・機器本体の購入のみを行い、次年度、自費で艤装等を実施することは可能でしょうか。また、可能な場合、様式3-3経費内訳書に記載する総事業費と、様式2-3実施計画書における「CO2削減コスト」の算出に使用する総事業費は、どのように考えれば良いでしょうか。	可能です。 様式3-3経費内訳書に記載する総事業費は、今年度に実施する分の総事業費(補助対象外含む)を記載し、様式2-3実施計画書の「CO2削減コスト」における算出は、2ヶ年度(全体計画)分の総事業費にて行ってください。
導入設備等について		
5	車両を改造し省エネ設備を導入する場合で、例えば10両中の8両分の改造を申請することは可能ですか。	10両中8両分といった申請は可能です。
補助対象経費について		
6	列車の線路に近接して行う作業の場合に、列車の進来を見張る保安要員が必要ですが、保安要員の費用は補助対象経費となりますか。	補助対象経費となります。

平成29年7月31日
一般社団法人 低炭素社会創出促進協会

よくあるご質問（③公共交通機関と連携した観光地の2次・3次交通の低炭素化促進事業）

	質問	回答
申請内容等について		
1	小型電動モビリティの使用は国立公園、世界ジオパークのエリア内を想定するものの、車両保管庫等の施設整備を行う場所については、国立公園、世界ジオパークのエリア外でも、補助事業の対象となるのでしょうか。	エリア外であっても、当該国立公園、世界ジオパーク内でのCO2削減に資する事業であれば、補助対象となります。
2	小型電動モビリティについて、私道のみでの使用は補助対象になりますか。	小型モビリティは、接続する交通との連携が必要ですので、公道を走ることは必須と考えており、私道のみの計画は接続する交通との連携がとれないため、補助事業の要件を満たさないと考えられます。
3	小型電動モビリティと公共交通機関との接続について、基準等があれば教えてください。	特段の基準は設けておりません。実施計画書において無理なく接続できる範囲であれば、問題ないものと考えています。
4	申請様式2-4の「CO2削減コスト」の項に「使用予定期間での算出」との記入欄がありますが、使用予定期間にに対する考え方を教えてください。	一定の基準はありません。申請事業における計画全体の中で、実際に今回導入する小型電動モビリティを使用することを想定している期間に基づいてください。
導入設備等について		
5	小型電動モビリティの処分制限期間(法定耐用年数等)は何年と考えればよろしいでしょうか。	4輪のものについては4年、2輪3輪のものについては、3年となります。
6	導入する小型電動モビリティについて、台数の制限はありますか。	導入台数の制限はありません。
7	車両保管場所(駐車場等)を整備する場合、構造に条件はあるでしょうか。	特段の条件はありません。
補助対象経費について		
<小型電動モビリティについて>		
8	導入する小型電動モビリティに関し、乗員定数等の制約はありますでしょうか。	本事業では、2輪が1キロワット以下、4輪その他が0.6キロワット以下としており、これ以外の制約はありません。
9	3輪を有するものに関しては、その他の0.60キロワット以下が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
10	2輪を有するものに関しては、セグウェイのような形態のものも対象と成り得るでしょうか。	本事業は、マイカー等からの転換を図ることが目的ですので、車道を走行できることが要件となります。セグウェイは、車道を走れないため補助対象にはできません。
11	2輪を有するものについて、電動アシスト付き自転車は補助対象になりますか。	電動アシスト付き自転車(人の力を補うため原動機を用いる自転車)は補助対象とはなりません。
12	小型電動モビリティのオプション部品等に関しては、公道を走るために必要なものであれば補助対象という理解でよろしいでしょうか。	事業実施に必要なものに限り、小型電動モビリティの改造やオプション部品なども補助対象となります。
13	車両の整備に係る機器等は、補助対象になりますか。	車両の整備に係る機器も事業実施に必要なものに限り補助対象となります(機械器具費)。 また、車両の整備係る費用(外部に発注する場合がほとんどと想定)については、実証運行を行ふに当たって必要な経費(=検証の経費:業務費)として補助対象経費に計上できます。 なお、上記については、今回の補助事業の期間において、導入車両の整備のみに使うものに限定され、汎用的に使用されるものについては補助対象とはなりません。
<保管場所等について>		
14	貸し出し場所の車両保管場所(駐車場等)の整備に係る費用は補助対象になりますか。	補助対象になります。

	質問	回答
15	車両保管場所の整備事業(駐車場等)に係る補助対象となるものについて具体的に教えてください。	<p>以下を基本としますが、不明な点につきましては、問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助対象となるもの <ul style="list-style-type: none"> ・土地借用料 ・舗装(アスファルト等) ・ライン引き(駐車位置等を表す白線) ・柵、ゲート(敷地境界に設置するもの及び施設用地内に設置するもの) ・看板(駐車場であることを示すもの)、及びこれを照らす照明(LED照明に限る) ・看板(駐車場への誘導のために施設と離れた場所に設置するもの)、及びこれを照らす照明(LED照明に限る) ・駐車場を照らす照明(LED照明に限る) ・電源設備(照明等に使用する電力に係るもの) ○補助対象とならないもの <ul style="list-style-type: none"> ・土地取得のための費用 ・地盤改良のための費用 ・管理室(建築物) ・防犯カメラ
16	車両保管場所の土地を複数年契約で賃借する場合はどうなりますでしょうか。	補助対象は、補助事業実施期間のみとなりますので、案分して補助対象分を特定する形となります。
17	車両保管場所(駐車場等)の建屋・屋根等は補助対象になりますか。	補助対象になります。
18	車両保管場所(駐車場等)の土地の賃借料他付帯費用は補助対象になりますか。	補助対象になります。
19	配車、乗り捨てのための駐車場設備(複数の可能性有)は補助対象になりますか。	配車に係る設備は車両保管場所と同様の判断となります。乗り捨てのための設備は、事業全体としてのCO2削減効果が客観的に示されることが必要となります。
	<充電設備について>	
20	充電設備の整備に係る補助対象について教えてください。	充電設備本体とその設置工事が対象となります。
21	充電設備は小型電動モビリティの貸し出し場所以外への設置も補助対象と成り得るのでしょうか。	補助対象になります。
22	充電設備について、複数個所での整備は可能でしょうか。	可能です。
23	充電設備の導入について、台数に制限はありますか。	台数に制限はありません。
	<予約・運行システム等について>	
24	予約システムに係る機器(ソフトウェア含む)は補助対象になりますか。	補助対象になります。
25	運行管理システム機器(ソフトウェア含む)は補助対象になりますか。	補助対象になります。
26	各車両に取り付ける通信機能は補助対象になりますか。(GPS等で位置を特定する機器等)	補助対象になります。